

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和 5 年 5 月 31 日

新潟市監査委員 古 俣 誉 浩
 同 伊 藤 秀 夫
 同 飯 塚 孝 子
 同 深 谷 成 信

監査結果等に基づく措置

令和 4 年度第 2 期財政援助団体等監査結果報告（令和 5 年 3 月 30 日 新監査公表第 17 号）分

| 頁 | 担当部署 | 指摘事項等 | 措置内容等 |
|-----|-----------------------------|---|---|
| 6・7 | 公益財団法人 會津八一記念館 文化スポーツ部文化政策課 | <p>(3)意見（一部抜粋）</p> <p>記念館の年間観覧者数は概ね 7,000 人台で横ばいに推移してきた。</p> <p>しかし、観覧者の高齢化が進行し、若年層の来館が増加できなければ、観覧者数は、将来的には減少の一途をたどるおそれがある。</p> <p>一方、書家や歌人として幅広い分野で多くの業績を残したことを考えれば、全国に會津八一への関心を広げることが期待できる。</p> <p>これらのことから、若年層へのアプローチを始めとした市内での普及活動に加え、市外・県外に向けた情報発信の強化が課題である。</p> <p>このような課題に対して、財団は危機感を持ち普及に向けた様々な取組を進めている。しかし、自主財源に乏しく、人的資源も限られていることから、財団だけで課題を解決することは難しい。そのため、所管課である文化政策課には、本市の文化振興の中で、會津八一の業績を普及していく意義を改めて考え、先に述べた課題に対して主体的に取り組むことが求められる。</p> <p>財団及び文化政策課は、時代の変化に合わせた有効な普及手段を模索するとともに、市内外の関係機関・関係団体と積極的に連携を図り、會津八一の業績を広く伝え、将来にわたって本市の名誉市民である會津八一が親しまれる郷土新潟の文化振興と、縁のある都市との文化交流を通じた交流人口の拡大に寄与していくことを望むものである。</p> | <p>令和 5 年 4 月 1 日より博物館法が改正され、博物館は地方公共団体等と相互に連携を図りながら協力し、博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進を図り、地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとされた。</p> <p>そのことから、当課としても名誉市民である會津八一の業績を顕彰する會津八一記念館の普及啓発により注力していかなければならないと考えている。</p> <p>會津八一記念館における喫緊の課題として、新たな入館者特に若年層へのアプローチが挙げられる。現在、中学・高校において出前授業を実施しているが、今後もより幅広く継続して事業を行っていくためには、教育委員会や他機関との連携も必要となると思われるため、当課としても行政の連携を活用し支援を行っていく。</p> <p>また、令和 7 年度には會津八一記念館の会館 50 周年、翌年には會津八一没後 70 周年を迎え、多くの市民に會津八一について理解を深めていただく絶好の機会である。周年事業をはじめとして、財団との連携や行政の資源を活用した支援をより一層高めていく。</p> |